

届出に必要な書類一覧表

届出者 届出事項		届出書 添付書類	届出書	添付書類						
				住民票の写し	旅券等の写し	登記事項証明書	審査に合格したことを証する書面等	見取図	その他疎明資料	
新規	法人		○			○	○	○	○	
	個人	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者	○	○			○	○	○	
		住民基本台帳法の適用を受けない者(自然人に限る)	○		○		○	○	○	
変更	法人	名称、住所、代表者の氏名	○			○				
		通行場所	○					○		
		遠隔操作を行う場所(所在地、連絡先) 遠隔操作のための体制 運送される人又は物 人又は物の運送の方法 非常停止装置の位置及び形状 遠隔操作型小型車の大きさ 原動機の種類 構造上出すことができる最高の速度	○				○		○	
	個人	氏名 住所	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者	○	○					
			住民基本台帳法の適用を受けない者(自然人に限る)	○		○				
		通行場所	○					○		
		遠隔操作を行う場所(所在地、連絡先) 遠隔操作のための体制 運送される人又は物 人又は物の運送の方法 非常停止装置の位置及び形状 遠隔操作型小型車の大きさ 原動機の種類 構造上出すことができる最高の速度	○				○		○	

注1 旅券等の写しとは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第5条の4第3項第2号に規定する書類の写しをいう。

注2 審査に合格したことを証する書類等とは、施行規則第5条の4第3項第4号に規定する書面をいう。

注3 見取図とは、施行規則第5条の4第3項第5号に規定する見取図をいう。

注4 その他疎明資料とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第15条の3第1項第3号から第6号まで及び施行規則第5条の4第2項に規定する事項を疎明する資料をいう。